別紙２（第５関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内部統制評価報告書の評価結果 | 監査委員の審査 | 監査委員の意見（基本的内容） |
| 内部統制は概ね適正に機能している旨 | 評価の過程で不備が把握されなかった場合 | 不備が把握されなかった場合 | 一　審査基準第５条及び第７条から第９条までの規定に基づき審査した結果、その限りにおいて、評価結果の記載に不適切な事項は見受けられず、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されている旨 |
| 不備が把握された場合 | （監査委員が把握した不備の内容とそれへの対応等を総合的に判断） | 一　監査委員が把握した不備があった旨及び当該不備の内容二　監査委員が把握した不備があるものの、審査基準第５条及び第７条から第９条までの規定に基づき審査した結果、その限りにおいて、評価結果の記載に不適切な事項は見受けられず、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されている旨 |
| 一　監査委員が把握した不備があった旨及び当該不備の内容二　審査基準第５条及び第７条から第９条までの規定に基づき審査した結果、評価結果の記載に不適切な事項があり、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、（一部において）知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていない旨 |
| 評価の過程で把握された不備について、評価基準日までに改善又は是正がなされた場合 | 不備が把握されなかった場合 | 一　審査基準第５条及び第７条から第９条までの規定に基づき審査した結果、その限りにおいて、評価の過程で把握された不備について改善又は是正がなされている旨、及び評価結果の記載に不適切な事項は見受けられず、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されている旨 |
| 不備が把握された場合 | （監査委員が把握した不備の内容とそれへの対応等を総合的に判断） | 一　監査委員が把握した不備があった旨及び当該不備の内容二　監査委員が把握した不備があるものの、審査基準第５条及び第７条から第９条までの規定に基づき審査した結果、その限りにおいて、評価の過程で把握された不備について改善又は是正がなされている旨、及び評価結果の記載に不適切な事項は見受けられず、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されている旨 |
| 一　評価の過程で把握された不備について、改善又は是正がなされている旨二　監査委員が把握した不備があった旨及び当該不備の内容三　審査基準第５条及び第７条から第９条までの規定に基づき審査した結果、評価結果の記載に不適切な事項があり、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、（一部において）知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていない旨 |
| 内部統制は一部において適正に機能していない旨 | 左のほか、不備が把握されなかった場合 | 一　審査基準第５条及び第７条から第９条までの規定に基づき審査した結果、評価結果の記載に不適切な事項は見受けられない旨二　大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、（一部において）知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていない旨 |
| 左のほか、不備が把握された場合 | 一　監査委員が把握した不備があった旨及び当該不備の内容二　審査基準第５条及び第７条から第９条までの規定に基づき審査した結果、評価結果の記載に不適切な事項は見受けられない旨三　監査委員が把握した不備もあり、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、（一部において）知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていない旨 |